

## ふるさとの木で家づくり支援事業 手続きの流れ（令和5年4月1日～）

### 1 補助金交付申請書類の提出

上棟予定日の14日前までに、以下の書類を提出してください。

- (1) ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 現地案内図
- (3) 各階平面図
- (4) 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し
- (5) 請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (6) 施工業者の建築業許可書等の写し  
 ※ 施工業者が建設業の許可を要しない場合は、「住宅瑕疵担保履行法」に定める住宅瑕疵担保責任保険と同等な保険に加入していることを証する書類の写し
- (7) 地域材の使用量が確認できる書類の写し
  - ① 藤岡市内のぐんま優良木材認証工場で製材又は加工された地域材の場合  
 ア ぐんま優良木材認証工場が発行したぐんま優良木材出荷証明書
  - ② ①に該当しない地域材の場合  
 ア ぐんま優良木材認証工場が発行したぐんま優良木材出荷証明書  
 イ 藤岡市産材であることが確認できる書類（生産地が記載された出荷明細書等）
- (8) 【転入者加算金ありの場合のみ】申請者の申請時点の住民票

### 2 補助金の交付決定

提出された申請書類の内容を市で審査します。

申請が認められた場合は「補助金交付決定通知書」で申請者へ通知します。

### 3 補助金の変更（変更がある場合のみ）

交付決定後に申請内容に変更が生じた場合は「ふるさとの木で家づくり支援事業補助金交付決定変更（中止）申請書」（様式第3号）を提出してください。

### 4 現地検査依頼

検査日は、事前に市に相談してください。

検査予定日の7日前までに「検査確認依頼書」を提出してください。

地域材の使用状況を確認できるとき（壁材等の設置前）に検査を受けてください。

地域材には、ぐんま優良木材であることを示すシールを貼り付けておいてください。

### 5 検査結果通知

検査終了後に「現地検査結果通知書」を交付します。

### 6 実績報告書の提出

検査合格後、定められた時期に実績報告書を提出してください。

提出時期及び添付書類は、転入者加算金の有無によって異なります。

	転入者加算金「あり」の場合	転入者加算金「なし」の場合
提出期日	完成した住宅に入居後速やかに	検査合格後速やかに
提出書類	(1) ふるさとの木で家づくり支援事業補助金実績報告書（様式第5号）	
	(2) 補助金振込口座の通帳の表紙及び1ページ目の写し	
	(3) 申請者の住民票（入居後のもの）	※住民票は不要

### 7 補助金額の確定及び補助金の支払い

実績報告書の内容を審査し、補助金額を確定後、指定された口座に補助金を振り込みます。

### 8 居住開始届の提出（転入者加算金「なし」の場合のみ）

入居開始後に「居住開始届」を提出してください。